

室ト協「優良運転者等」表彰規程

一般社団法人室蘭地区トラック協会

(目的)

第1条 この規程は、室蘭地区トラック協会会員（以下会員と称する）の自動車運送事業に従事する運転者等並びに協会職員にして、特に優良である者を表彰し、その功績を広く顕彰することを目的とする。

(資格)

第2条 被表彰者は、会員会社の本採用従業員（運送部門従事者に限る）及び協会職員にして、勤務成績優秀且つ品行方正で他の模範に足る者とする。
1. 被表彰者の勤務箇所が当協会所管地域内である事。
2. 被表彰者の勤務年数は、会員の協会加入時より起算するものとする。

(種類)

第3条 表彰の種別を次の二種とする。

1. 職員表彰 20年
期間の算定は継続勤務している者（含運行管理者 整備管理者 協会職員）
2. 運転者表彰 15年
期間の算定は運転助手の勤務年数を加算する。

(審査・申請)

第3条 会員は、所属従業員のうち毎年12月末日を基準日として、第2条、第3条の要件に該当するものであって、下記条件に該当しない者を自動車安全運転センター発行の無事故無違反証明書添付し、各支部別に審議し、別に定める推薦書を作成し、2月15日までに支部長に上申するものとする。

記

基準日より5年以内において

※ 交通違反関係の処分・事故・違反を起こした者

(決定)

第5条 協会長は、前条の推薦者を理事会に諮り、その年度の表彰者を選考するものとする。

(表彰)

第6条 表彰は、協会長名をもって表彰状及び記念品を贈呈して行う。
記念品の金額は次の標準による。

種別 \ 年数	15年	20年
職員		6,000円
運転者	6,000円	

(公知)

第7条 事務局は、前条の被表彰者を全会員に公知する。

(附則)

第8条 この規程は、昭和52年5月24日より実施する。

解説

1. 職員には、事務系統の者を対照としているが、運転者又は整備工を経て、運行管理者又は整備管理者になっているものも含んで差支えないが、正規の整備工場に勤務した年数は加算しないこととする。
2. 表彰年数に該当するものであって停年、退職等の理由により8月末日現在除籍された者であってもその年1回に限り受彰することは差支えない。
3. 被表彰者は、原則として事業者が会員となった日から起算して勤務年数を算定するが、他の模範とする従業員が、ある時は会員となる前の勤務年数を加算してもよい。但しこの場合、所属の支部に於いて事情を具申し、審議の上、所定の上申をすることとせられたい。
4. 被表彰者の勤務年数は、本社が当地区管内にある場合に限り他管内の勤務年数を加算することとする。
5. この規程は平成24年度から適用する。
6. この規程は平成25年4月1日から施行する。
7. この規程は令和6年4月1日から施行する